

長浜市告示第102号

特定建設作業において発生する振動の規制に係る区域を次のように指定する。

平成19年4月1日

長浜市長 川島信也

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき長浜市告示第100号（振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定）で指定した地域のうち、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域を次のとおり定める。

備考

- 1 平成19年長浜市告示第101号により第1種区域及び第2種区域（I）として指定した地域
- 2 前項に掲げる区域を除いた区域における次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
 - （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - （3）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - （4）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - （5）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

なお、関係図面は、長浜市役所市民生活部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。